

写

樞行審第40号

令和5年7月27日

樞原市長 亀田 忠彦 様

樞原市行政不服審査会

会長 北岡 秀晃

樞原市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年4月19日付け樞総第5372号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します

記

令和4年9月15日付けの不存在通知書の処分についての審査請求についての諮問

答申

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの樞原市長（以下、審査庁としての樞原市長を「審査庁」という。）の諮問に係る判断は、妥当である。

第2 事案の概要

事案の経緯

- 1 令和4年9月8日、審査請求人は、「2004年か2005年に、奈良県樞原市新堂遺跡で掘り当てたひょうたん型の玉」に関する行政文書の公開請求を行った。
- 2 1の行政文書公開請求に対し、担当課である樞原市魅力創造部文化財保存活用課（以下「処分庁」という。）は、令和4年9月15日付けで対象となる行政文書が存在しないという理由による公開請求拒否決定を行い、不存在通知書（樞文保第11873号の2）を審査請求人に送付した。
- 3 令和4年12月5日、審査請求人は、処分庁の2の不存在処分に不服であるとして処分の取消を求める審査請求を行った。
- 4 審査庁は、審査請求書の記載に不備があったことから、審査請求人に対し、補正請求をしたところ、その後、審査請求人から3通の補正書と2通の反論書、そして証拠物として行政文書公開請求書及び関係書類一式が提出されたので、補正を行ったものとして不服審査手続きを進めることとした。
- 5 令和5年1月18日、処分庁から弁明書と証拠物として行政文書公開請求書及び不存在通知書が提出された。
- 6 令和5年3月3日、口頭意見陳述を実施し、審査請求人及び処分庁が出席し、審査請求人から審査請求につき、反論書1通が提出されるとともに口頭で意見が陳述された。
- 7 令和5年3月16日、審査庁は審理手続を終結し、審査請求人に通知した。
- 8 令和5年4月19日、審査庁は、樞原市行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対し、本件審査請求についての諮問書を提出した。

第3 審査関係人の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人自ら新堂遺跡の発掘調査に従事し、その際、「ひょうたん型の玉」を発掘し、その玉をナイロン製の袋に入れて写真を撮っており、発掘したところを指さしているところも写真にとっているので、「ひょうたん型の玉」に関する文書が存在するはずである。

2 処分庁の主張

(1) 処分庁の主張の要旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の理由

新堂遺跡からは「ひょうたん型の玉」が出土していないため、これに関する文書は存在しないとして請求の棄却を求めている。

第4 審査庁の諮問に係る判断

1 諒問の趣旨

審査請求人の本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 諒問の趣旨に係る判断の理由

本件諮問の趣旨に係る判断の理由は以下のとおりである。

(1) 当事者に争いのない事実と争点

樞原市が新堂遺跡を発掘調査したことについて当事者間に争いはない。争いがあるのは、新堂遺跡の発掘調査によって「ひょうたん型の玉」が発掘されたか否かである。

(2) 該当する行政文書の存在性

審査請求人は、「ひょうたん型の玉」の発見は元号が変わるきっかけとなったと主張している。元号が変わるきっかけとなった「ひょうたん型の玉」が発掘されたのであれば、それは貴重な発見であるから「ひょうたん型の玉」に関する文書が作成されるのが通常である。平成14年新堂遺跡の発掘を担当した樞原市教育委員会は、平成27年9月に「新堂遺跡（京奈和自動車道「御所区間」建設に伴う発掘調査報告書）」を、平成30年3月に「新堂遺跡II（京奈和自動車道「御所区間」建設に伴う発掘調査報告書）を作成している。しかし、両報告書には、審査請求人が主張する「ひょう

たん型の玉」に関する記載は存在しない。また、平成29年2月15日付け樋原教育委員会等による報道機関に対する「新堂遺跡 発掘調査の結果」と題する報道発表資料においても「ひょうたん型の玉」に関する記載は存在しない。

以上から、樋原市教育委員会が発掘した新堂遺跡からは、審査請求人が主張する「ひょうたん型の玉」が発掘されていないことは明らかであるから、処分庁には「ひょうたん型の玉」に発掘に関する文書は存在していないと認めるのが合理的である。

第5 当審査会の判断の理由

1 審査請求に係る手続の適正について

本件審査請求について、審理手続は適正に行われたと認められる。

なお、審査庁からの諮問の趣旨としては、諮問書にあるとおりであるが、この答申にかかる当審査会の審議においては、この諮問の趣旨にとらわれることなく、公正かつ適正に判断を行った。

2 判断に当たっての基本的な考え方について

樋原市情報公開条例（平成10年樋原市条例第15号。以下「条例」という。）は、第1条において、市政に関する市民の知る権利を具体的に保障するものとして、実施機関の保有する行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、広く情報を公開することにより、市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、市民福祉の増進に寄与し、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政の推進に資することを目的として掲げている。また、条例第3条においては、当該公開を求める権利が十分に尊重されるよう条例を解釈し、運用することが実施機関の責務とされている。これら条例の規定の趣旨に鑑み、当審査会は、原則公開の基本原則の下、条例の規定の適用に関し、判断するものである。

3 本件対象となる行政文書の存在について

審査請求人は、自ら新堂遺跡の発掘調査に従事し、その際、「ひょうたん型の玉」を発掘し、その玉をナイロン製の袋に入れて写真を撮り、発掘したところを指さしているところも写真に撮っているので、「ひょうたん型の玉」に関する文書が存在するはずであると主張しているが、その写真自体を示すことはなく、他にもひょうたん型の玉が本当に出土したのかを証明する客観的な証拠は提出していない。もし、ひょうたん型の玉

が出土していたとしたら、出土した時点で発掘の受託業者及び処分庁がそれをあえて秘匿する理由が特に見当たらないことから他の出土物と一緒に機械的に記録されるものと解するのが合理的である。

当審査会では、橿原市が現在保有している行政文書内にひょうたん型の玉の記述がないのかを確認するために令和5年6月16日付けで審査庁から次のものの提出を受けた。

- ① 新堂遺跡に係る行政文書のファイル基準表（廃棄した文書を含み、廃棄年月日のわかるもの）
- ② 現存する新堂遺跡に係る行政文書
- ③ 平成27年9月作成の「新堂遺跡（京奈和自動車道「御所区間」建設に伴う発掘調査報告書）」及び平成30年3月作成の「新堂遺跡II（京奈和自動車道「御所区間」建設に伴う発掘調査報告書）」
- ④ 処分庁の電子計算機システムによる電磁的記録の保存先について、「ひょうたん」と「瓢箪」という単語で全文検索をした結果がわかるもの。

橿原市の行政文書の管理記録である①のファイル基準表において、新堂遺跡発掘に関して現存すると記載されている行政文書と審査庁から提出を受けた②の行政文書の現物を照らし合わせたところ両者は一致している。②の行政文書を確認したところ、「ひょうたん型の玉」の記述は見当たらなかった。③の新堂遺跡（京奈和自動車道「御所区間」建設に伴う発掘調査報告書）及び新堂遺跡II（京奈和自動車道「御所区間」建設に伴う発掘調査報告書。以下「新堂遺跡II」という。）にもひょうたん型の玉の記述は見当たらなかった。最後に、④の処分庁の電子計算機システムによる電磁的記録の保存先について、「ひょうたん」と「瓢箪」という単語で全文検索をした結果において、新堂遺跡に関しては、5件の該当があった。そのうち1件は新堂遺跡IIにおいて、発掘された土器の形状を表現する「瓢箪状に体部中位がくびれる」という箇所であり、残りの4件は2016年に新堂遺跡で発掘された植物の瓢箪に関する記述である。これらはいずれも公開請求に係る「2004年か2005年に、奈良県橿原市新堂遺跡で掘り当てたひょうたん型の玉」には明らかに該当しないものである。

4 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり、判断した。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問案件について、次のとおり、調査審議を行った。

- ・令和5年4月19日 審査庁からの諮問書を受理
- ・令和5年6月9日 審査請求人からの主張書面を收受
- ・令和5年6月12日 審査請求人からの主張書面を收受
- ・令和5年6月16日 審査庁からの追加提出の諮問資料の收受
- ・令和5年6月23日 審査請求人による口頭意見陳述及び調査審議

令和5年7月21日

樋原市行政不服審査会 第二部会

部会長 北岡 秀晃

委 員 荒木 進

委 員 大塚 佳代子

委 員 福井 麻起子